

**洲本市
国土強靱化地域計画**

令和2（2020）年9月

洲本市

目 次

第1章 はじめに	1
I 趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
III 計画期間	2
第2章 基本的考え方	3
I 基本目標	3
II 強靱化を推進する上での基本方針	3
(1) 長期的観点からの推進	3
(2) 各主体及び地域間との連携等の推進	3
(3) 効果的な施策の推進	3
第3章 リスクに対する脆弱性評価	5
I 想定するリスク	5
(1) 地域特性	5
(2) 災害の歴史と被害想定	6
II 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野	11
(1) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	11
(2) 施策分野	13
III 脆弱性評価	15
(1) 評価手順	15
(2) 評価結果	15
第4章 強靱化に向けた推進方針	31
I 防災インフラの整備	31
(1) 津波対策	31
(2) 治水対策	32
(3) 山地防災・土砂災害対策	33
II 住宅・都市	35
(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上	35
(2) 都市防災対策	36
(3) 宅地防災対策	36
III ライフライン・廃棄物	37
(1) ライフラインの機能強化	37
(2) 災害廃棄物対策	38
IV 保健・医療	38
V 情報・通信	40

VI 産業	41
VII 交通・物流	42
VIII 行政機能	44
(1) 市行政の災害対応力強化.....	44
(2) 消防団の災害対応力強化.....	45
IX 避難支援	46
X 地域の防災力強化.....	49
XI 人材育成	50
第5章 計画の推進.....	51
I 計画の推進	51
II 計画の進捗管理.....	51

第1章 はじめに

I 趣旨

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災は、本市において最大震度6を記録し、人的被害では、死者4名、重軽傷者61名、住居被害では全壊203世帯、半壊932世帯、一部損壊4,822世帯となり、近年本市域に被害影響をもたらした地震では最大の被害となった。また、平成25（2013）年4月に発生した淡路島地震では、本市において最大震度5弱を記録し、人的被害では重軽傷者7名、住家被害では全壊7棟、半壊70棟、一部損壊4,079棟の被害が発生した。

兵庫県により公表された「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）（平成21～22（2009～2010）年）では直下型地震、「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成26（2014）年6月）では、海溝型の南海トラフ地震による本市への被害が想定されている。特に南海トラフ地震では地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（令和2（2020）年1月1日での算定）によると30年以内の発生確率が70～80%程度と評価されている。

風水害においても、平成16（2004）年台風第23号により、人的被害では死者5名、重軽傷者11名、住家被害では全壊406棟、半壊1,552棟、一部損壊89棟、床上浸水224棟、床下浸水1,211棟の被害が発生した。

このような状況から、本市では近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震や頻発する風水害への対策が喫緊の課題である。

こうした中、国においては、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26（2014）年6月に「国土強靱化基本計画」が策定された。平成30（2018）年12月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、計画が改定された。

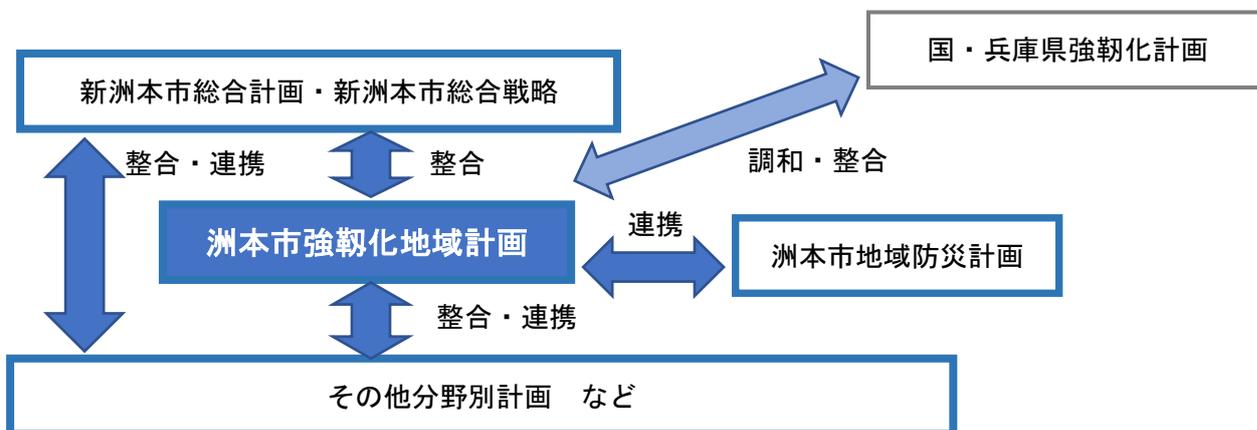
また、兵庫県（以下、「県」という。）では、こうした国の動向を踏まえつつ、近年の災害の経験と教訓をもとに、これまでの取組を点検し、強靱化に向けた今後の推進方針と目標を改めて定めるため、平成28（2016）年1月に策定した「兵庫県強靱化計画」が令和2（2020）年3月に改定された。

本市においても、国、県の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が発生した場合においても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指し、今後の目標と強靱化の推進方針などを定めた「洲本市国土強靱化地域計画」を策定する。

II 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「地域計画」として定め、市の強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本市の強靱化に関する指針となるべき計画として策定する。

なお策定にあたっては、「新洲本市総合計画（平成 30 年／2018 年）」や「新洲本市総合戦略」と整合を図るものとする。



III 計画期間

本計画は、中長期的な視野の下で強靱化に向けた施策の推進方針や方向性を明らかにするため、令和 9（2027）年度までの 8 年間を見据えて策定することとする。

ただし、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、毎年度の施策の進捗状況等により必要に応じて計画変更を検討する。

第2章 基本的考え方

I 基本目標

以下の基本目標を設定し、関連する取組を推進する。

- ① 人命の保護を最大限図ること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 迅速に復旧復興すること

II 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

本市の強靱化に必要な取組をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から強靱化を推進する。

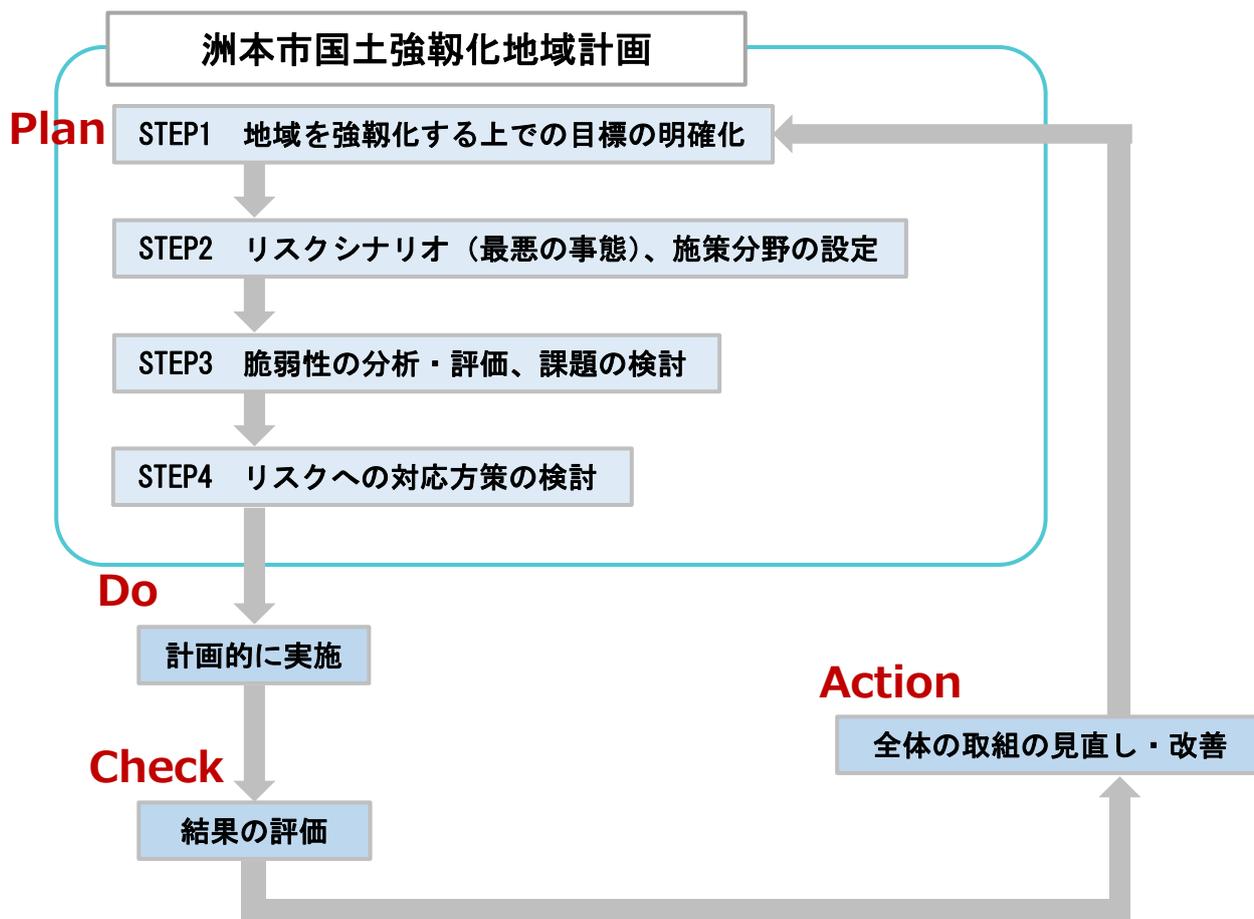
(2) 各主体及び地域間との連携等の推進

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有する。国、県、市、住民、事業者、地域等と関係者相互の適切な連携及び協力と役割分担を進め、取組の実効性を一層強化する。

(3) 効果的な施策の推進

限られた資源で強靱化を進めるためには、想定される被害や地域の状況に応じて、優先度や費用対効果を考慮した上で、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせ、効率的・効果的に施策を推進する必要がある。また、非常時だけでなく、平常時においても状況変化への対応力や生産性の向上にも資するなど地域社会で効果が発揮される施策となるよう努める。

なお、本計画に定める強靱化の取組を進めるにあたっては、次のPDCAサイクルを繰り返すことで強靱化を推進する。



第3章 リスクに対する脆弱性評価

I 想定するリスク

市民生活及び経済に大きな影響を及ぼす災害（リスク）としては、地震災害、台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定される。

国の基本計画及び兵庫県強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害（地震及び風水害）を対象とする。

(1) 地域特性

①地理的条件

本市は、淡路島の中央にあって東は大阪湾、西は播磨灘に面しており、神戸及び大阪までの海上直線距離で約50～70kmのところを位置し、総面積は182.38km²に及んでいる。

地勢は、中央部に先山（標高448m）を頂点とした山地が続き、周縁に棚田による丘陵地帯が従っている。

市の中心である洲本市街地は、その東南部に洲本川が貫流する平野部に立地している。また、西側の五色地域は、なだらかな丘陵地帯が広がり、ため池が点在するとともに、河口部に漁港・港湾を中心とした集落が形成されている。

さらに、南部は柏原山をはじめとする諭鶴羽山系が連なり、海岸沿いに良好な漁業環境を有する由良市街地が発達している。

市の気候は、瀬戸内海気候に属し、年平均気温約15.5℃、年間降水量約1406.6mmで、温暖で住みやすい地域であるといえる。

冬は、北西季節風の影響が、中央部の先山山系においてさえぎられるため、東西の地域において趣を異にするが、比較的温暖であり、とりわけ南部海岸地域は南四国や房総などの温暖な気候に類似している。

②社会的条件

市の人口は、平成27（2015）年国勢調査では44,258人であり、昭和25（1950）年の69,825人（現在の市の地域を形成する市町村の合計値）を頂点として漸減を続けており、特に洲本地域において減少傾向が著しい。

(2) 災害の歴史と被害想定

①地震災害

ア) 災害履歴

本市及び周辺地域に被害を及ぼした主な地震を表 3-1 に示す。近年発生した地震においては、平成 7（1995）年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成 25（2013）年の淡路島地震により被害が発生している。

津波においては、昭和 21 年の南海地震において最大 100 cm の津波が発生しており、近年では平成 22（2010）年チリ中部沿岸を震源とする地震において最大 19 cm の津波が発生している。

表 3-1 洲本市及びその周辺に震度 5 弱以上を与えたと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模(M)	備考
1	599. 5. 28(推古 7. 4. 27)	7. 0	
2	701. 5. 12(大宝 1. 3. 26)	7. 0	
3	745. 6. 15(天平 17. 4. 27)	7. 9	
4	827. 8. 11(天長 4. 7. 12)	6. 5~7. 0	
○5	868. 8. 3(貞観 10. 7. 8)	7. 0 以上	播磨国地震
○6	887. 8. 26(仁和 3. 7. 30)	8. 0~8. 5	
7	938. 5. 22(承平 8(天慶 1) . 4. 15)	7. 0	
8	1096. 12. 17(嘉保 3(永長 1) . 11. 24)	8. 0~8. 5	
9	1361. 8. 3(正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ~8. 5	
10	1449. 5. 13(文安 6(宝徳 1) . 4. 12)	5 _{3/4} ~6. 5	
11	1498. 9. 20(明応 7. 8. 25)	8. 2~8. 4	
12	1510. 9. 21(永正 7. 8. 8)	6. 5~7. 0	
13	1579. 2. 25(天正 7. 1. 20)	6. 0 _{±1/4}	
14	1596. 9. 5(文録 5(慶長 1) . 7. 13)	7 _{1/2±1/4}	
15	1662. 6. 16(寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7. 6	
16	1707. 10. 28(宝永 4. 10. 4)	8. 4	宝永地震
17	1751. 3. 26(寛延 4(宝暦 1) . 2. 29)	5. 5~6. 0	
18	1854. 12. 23(嘉永 7(安政 1) . 11. 4)	8. 4	安政東海地震
19	1854. 12. 24(嘉永 7(安政 1) . 11. 5)	8. 4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6(文久 4(元治 1) . 1. 28)	6. 0 _{1/4}	
21	1891. 10. 28(明治 24)	8. 0	濃尾地震
○22	1916. 11. 26(大正 5)	6. 1	
○23	1925. 5. 23(大正 14)	6. 8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7(昭和 2)	7. 3	北丹後地震
25	1927. 3. 12(昭和 2)	5. 2	京都府沖
26	1946. 12. 21(昭和 21)	8. 0	昭和南海地震
30	1963. 3. 27(昭和 38)	6. 9	越前岬沖地震
◎32	1995. 1. 17(平成 7)	7. 3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6(平成 12)	7. 3	鳥取県西部地震
○34	2013. 4. 13(平成 25)	6. 3	淡路島地震

(注 1) ○は県内のいずれかに震度 6 弱以上を与えたと推定される地震

◎は県内のいずれかに震度 7 以上を与えた地震

(注 2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412 年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

出典：「洲本市地域防災計画」（令和 2（2020）年 2 月、洲本市）

表 3-2 洲本市において津波が発生した過去の地震

(第 1 表)

発生年月日	地 震		津波 (最大波高)	
	地震名	震源		
昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250 cm 灘 村 150 cm 阿万町 150 cm	由良町 100 cm 沼島村 150 cm 志筑町 100 cm

(兵庫県災害誌 (昭和 29 年) による)

(第 2 表)

番号	発生年月日	地 震		津波 (最大波高)	
		地震名	震 源	神戸港	洲本港
1	昭和 27 年 11 月 4 日	カムチャッカ地震	カムチャッカ半島南東沖	記録なし	19 cm
2	昭和 35 年 5 月 23 日	チリ地震	チリ沖	56 cm	59 cm
3	昭和 38 年 10 月 13 日	択捉島沖地震	択捉島南東沖	10 cm	3 cm
4	昭和 39 年 3 月 28 日	アラスカ地震	アラスカ南部	23 cm	14 cm
5	昭和 40 年 2 月 4 日	アリューシャン地震	アリューシャン列島中部	8 cm	4 cm
6	昭和 43 年 4 月 1 日	日向灘地震	日向灘	11 cm	5 cm
7	昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	秋田県沖	(津居山 54 cm)	
8	平成 5 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	(舞鶴 70 cm)	
9	平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	大阪湾	6 cm	—
10	平成 16 年 9 月 5 日	なし	三重県南東沖	5 cm	—
11	平成 21 年 1 月 4 日	なし	インドネシア・パプア	8 cm	—
12	平成 22 年 2 月 27 日	なし	チリ中部沿岸	21 cm	19 cm

兵庫県南部地震は欠測時間があり、記録された中での最大波高であり、実際の高さはこの記録より高い可能性があります。

- 1～6、9～12 神戸海洋気象台検潮記録による
- 8 舞鶴海洋気象台検潮記録による
- ※以上のデータは、「検潮概報」、「潮汐観測」より抜粋した。
- 7 兵庫県編「兵庫県における災害 (明治 40 年～昭和 60 年)」による

出典：「洲本市地域防災計画」(令和 2 (2020) 年 2 月、洲本市)

イ) 被害想定

兵庫県が実施した「兵庫県の地震被害想定（内陸型活断層）（平成 21～22（2009～2010）年、兵庫県）、「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26（2014）年 6 月、兵庫県）において想定された地震被害想定のうち、市域に影響を及ぼす主な地震の被害数値を表 3-3 に示した。洲本市においては、内陸活断層による地震では「中央構造線断層帯（紀淡海峽-鳴門海峽）地震」、海溝型の地震では「南海トラフ地震」により、甚大な被害が想定されている。

表 3-3 地震被害想定

想 定 被 害			中央断層地震		想 定 震 源 上町 断層地震		山崎 断層地震		南海トラフ地震	
			被害数		被害数		被害数		被害数	
建物被害	揺れ	全壊	12,402	棟	2	棟	2	棟	6,549	棟
		半壊	9,036	棟	73	棟	3	棟	8,924	棟
	液状化	全壊	243	棟	28	棟	2	棟	15	棟
		全壊	326	棟	3	棟	0	棟	38	棟
建物火災	冬夕方 18 時	消失棟数	67	棟	1	棟	1	棟	43	棟
		道路の被害	6	ヶ所	0	ヶ所	0	ヶ所	-	ヶ所
ライフライン	上水道	給水人口 1 日目	44,035	人	113	人	20	人	-	人
		復旧日数	85	日	85	日	85	日	-	日
	下水道	支障人口 1 日目	2,953	人	91	人	3	人	9,842	人
		復旧日数	16	日	0	日	1	日	-	日
	電力	停電	32,633	軒	106	軒	4	軒	2,129	軒
	ガス	供給停止	0	個	0	個	0	個	-	個
通信	固定電話	6,665	回線	247	回線	247	回線	3,537	回線	
その他の被害	危険物施設	高圧ガス	3		0		0		-	
		毒物・劇薬	0		0		0		-	
	避難所	病院	120		0		0		-	
		福祉施設	3		0		0		-	
		警察施設	53	施設数	0	施設数	0	施設数	-	施設数
		消防施設	1	施設数	0	施設数	0	施設数	-	施設数
		文化財	4		0		0		-	
		文化財	15		0		0		-	
		河川堤防	458		0		0		-	
		ため池	838		0		0		-	
震災廃棄物発生量		4,208	千ト	24	千ト	1	千ト	592	千ト	
人的被害	建物倒壊 (早朝 5 時)	死者	785		1		1		413	
		負傷者	402		4		1		2,642	
		重傷者	345		1		1		610	
	がけ崩れ	死者	22		0		0		3	
		負傷者	28	人	0	人	0	人	4	人
	火災冬夕方 18 時	焼死者	5		1		1		5	
道路施設	死者	1		0		0		0		
	負傷者	28		0		0		29		
避難者等	建物被害	避難者	22,911		50		1		7,670	
	断水 (1 日)		6,719		41		7		22,132	
	避難所生活者	10 時間後	7,704	人	23	人	2	人	-	人
	帰宅困難者		8,275		8,275		8,275		-	
物資不足量 (4 日後)	食糧		-89,838	食	83	食	335	食	-	食
	飲料水		-90,088	リ	-167	リ	85	リ	-	リ
	毛布		-1,143	枚	792	枚	799	枚	-	枚
	被服		-1,943	セット	-8	セット	-1	セット	-	セット
	仮設トイレ		-19	基	0	基	0	基	-	基
	簡易トイレ		-194	基	-1	基	0	基	-	基

注) 南海トラフ地震については、兵庫県により平成 26 (2014) 年 6 月に想定されたものを記載している。

出典: 「洲本市地域防災計画」(令和 2 (2020) 年 2 月、洲本市)

②風水害

ア) 災害履歴

近年、本市に被害を及ぼした主な風水害は次の通りである。

特に平成 16（2004）年台風第 23 号では多くの人的被害、住家被害が発生している。

表 3-4 洲本市における風水害の発生状況

年	名称	人的被害				住家被害			小計
		死亡	重軽傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	
平成 16	台風第 15 号	-	-	-	-	4	10	193	207
(2004) 年	台風第 16 号	-	1	-	1	454	11	39	505
	台風第 18 号	-	1	-	-	258	-	10	268
	台風第 21 号	-	-	-	-	12	3	132	147
	台風第 23 号	5	11	406	1,552	89	224	1,211	3,482
平成 23	台風第 6 号	-	-	-	-	-	-	2	2
(2011) 年	台風第 12 号	-	-	-	-	-	1	7	8
	台風第 15 号	-	-	1	1	-	9	120	131
平成 26	台風第 11 号	-	-	-	1	33	6	66	103
(2014) 年	台風第 19 号	-	-	1	-	7	35	287	330

注：平成 16（2004）年の被害は、洲本地域と五色地域の合計値

出典：「洲本市地域防災計画」（令和 2（2020）年 2 月、洲本市）

イ) 被害想定

本市では、洲本川、都志川をはじめ多くの河川の氾濫により被害が想定されるが、特に洲本川の氾濫において広い範囲での被害が想定される。

また、市街地、山間部においては多くの土砂災害警戒区域が指定されており、土砂災害による被害も懸念されている。

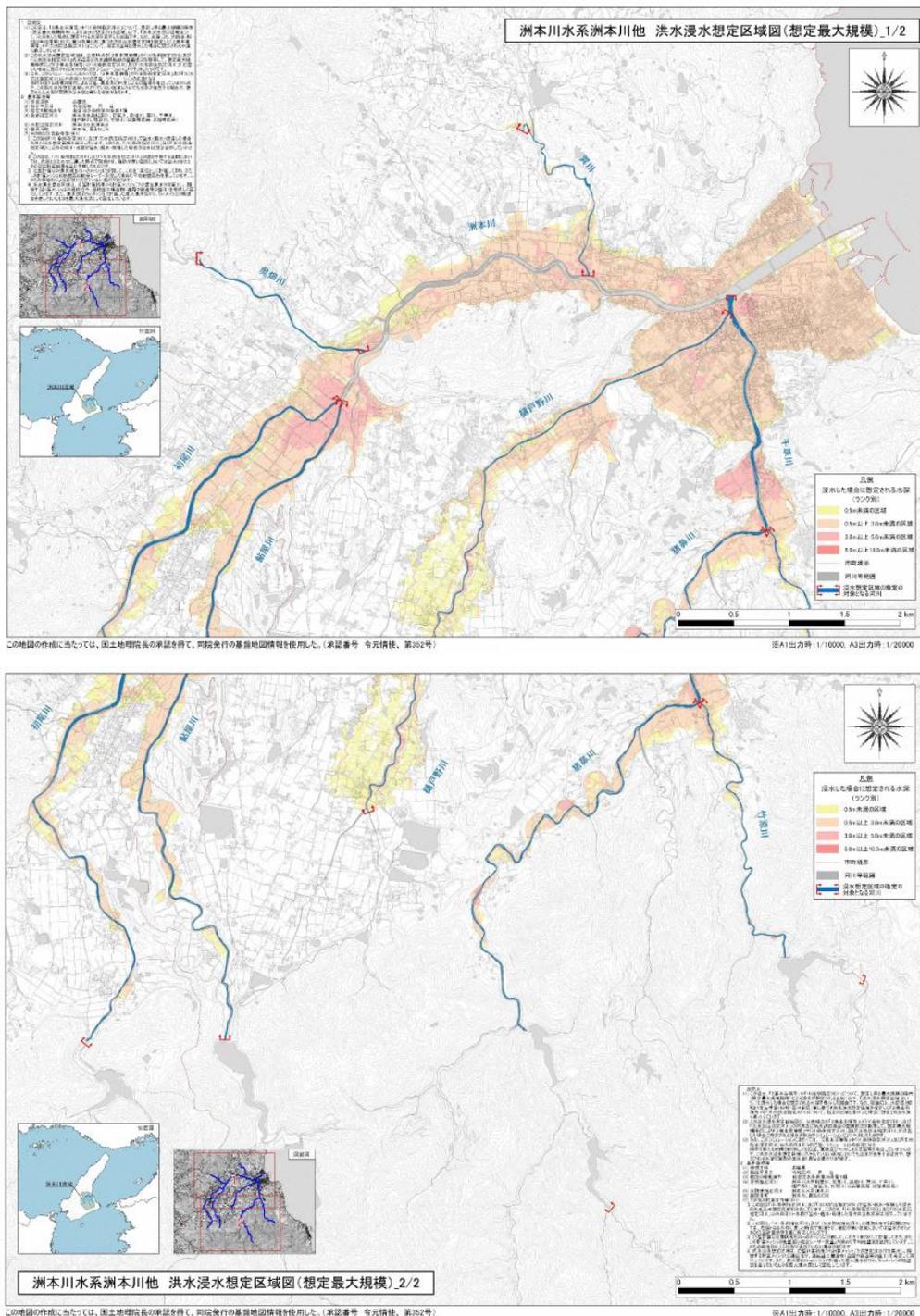


図 3-1 洲本川洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)

出典：「洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)」(令和元(2019)年8月、兵庫県)

II 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野

(1) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

第2章Iに掲げた基本目標と本市の地域特性を踏まえ、国の基本計画及び兵庫県強靱化地域計画、新洲本市総合計画を参考に、以下の8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして39の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 3-5 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱(含む観光客の帰宅困難者)
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	明石海峡大橋及び大鳴門橋の途絶により島全体が孤立し、救援救助、支援が受けられない状態
		2-9	支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所を開設できない事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市庁舎機能の機能不全
		3-2	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	大規模地震、津波により、漁業、農業施設に甚大な被害が発生し、長期間にわたり漁業、農業が停滞する事態

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		起きてはならない最悪の事態	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網など交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
		7-4	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
		8-6	ボランティアの人材、受入体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態

(2) 施策分野

起きてはならない最悪の事態と施策分野の対応関係は、兵庫県強靱化地域計画を踏まえ、表 3-6 のとおりとした。

■個別施策分野

①防災インフラの整備 ②住宅・都市 ③ライフライン・廃棄物 ④保健・医療 ⑤情報・通信 ⑥産業 ⑦交通・物流 ⑧行政機能 ⑨避難支援 ⑩地域の防災力強化 ⑪人材育成

表 3-6 起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態	施策分野										
		1 防災インフラの整備	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		○					○				
	1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		○									
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	○								○	○	
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○								○		
	1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	○										
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			○				○				
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生							○		○		
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足								○		○	
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱(含む観光客の帰宅困難者)									○		
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺				○			○				
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				○							
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生									○		
	2-8 明石海峡大橋及び大鳴門橋の途絶により島全体が孤立し、救援救助、支援が受けられない状態							○				
2-9 支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所を開設できない状態			○	○					○			
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市庁舎機能の機能不全								○			
	3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								○			

事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態	施策分野											
		1 防災インフラの整備	2 住宅・都市	3 ライフライン・廃棄物	4 保健・医療	5 情報・通信	6 産業	7 交通・物流	8 行政機能	9 避難支援	10 地域の防災力強化	11 人材育成	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止					○						
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態					○						
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態									○		○
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下						○					
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響						○	○				
	5-3	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響							○				
	5-4	食料等の安定供給の停滞						○	○				
	5-5	大規模地震、津波により、漁業、農業施設に甚大な被害が発生し、長期間にわたり漁業、農業が停滞する事態							○				
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止			○								
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			○								
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			○								
	6-4	地域交通網など交通インフラの長期間にわたる機能停止							○				
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全								○		○	○
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○					○	○			
	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○								○		
	7-3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大						○					
	7-4	農地・森林等の被害による地域の荒廃	○					○					
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		○	○								
	8-2	より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態											○
	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		○								○	
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○								○	
	8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響							○				
	8-6	ボランティアの人材、受入体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態								○		○	

Ⅲ 脆弱性評価

(1) 評価手順

脆弱性評価は、過去の災害の経験と教訓から「起きてはならない最悪の事態」をⅡにおいて設定し、それぞれの起きてはならない最悪の事態を回避する観点から、施策の方向性を検討した。

(2) 評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	1-1) 住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
施策分野	2 住宅・都市、7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅又は多数の者が利用する施設の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。【都市計画課】 ○ 市営住宅の耐震化を進める必要がある。【都市計画課】 ○ 市立学校、保育所等については、建物の耐震化に加え、老朽化対策を継続的に進めていく必要がある。【教育総務課、子ども子育て課】 ○ 学校、市営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。【都市計画課、教育総務課】 ○ 宅地の耐震化については、大規模地震時に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の防災対策が必要である。【都市計画課】 ○ 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法の適切な規制により災害防止に努める必要がある。【都市計画課】 <p>(交通施設、沿道建築物の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を推進する必要がある。【都市計画課】 	
起きてはならない最悪の事態	1-2) 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
施策分野	2 住宅・都市
<p>〈脆弱性評価〉 (建物の不燃化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地における建物の不燃化、公共空地の設置等を推進する必要がある。【都市計画課】 <p>(危険空家の除却)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになる可能性があるため、実態を把握し、所有者へ改善を促す必要がある。【都市計画課】 	
起きてはならない最悪の事態	1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
施策分野	1 防災インフラの整備、9 避難支援、10 地域の防災力強化
<p>〈脆弱性評価〉 (防潮堤等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ レベル1津波(津波高は低いものの、数十年から百数十年に一度程度の頻度で発生する津波)に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等を整備する必要がある。【建設課、林務水産課】 ○ 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する必要がある。【建設課、林務水産課】 	

<p>○ レベル2津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）が越流する区間の防潮堤等について、水たき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る必要がある。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を行う必要がある。【建設課、林務水産課】</p> <p>（避難意識の向上）</p> <p>○ 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し防災訓練への積極的な参加を促進する必要がある。【消防防災課】</p> <p>○ 小中学校においては、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携したより実践的な防災訓練を実施する必要がある。【教育委員会】</p> <p>（避難体制の確保・訓練の実施）</p> <p>○ 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する必要がある。【消防防災課】</p> <p>○ 地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する必要がある。【消防防災課】</p> <p>（津波ハザードマップの周知）</p> <p>○ 津波浸水想定区域においてハザードマップ等を活用して地域住民への周知に努める必要がある。【消防防災課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
施策分野	1 防災インフラの整備、9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>（総合的な治水対策）</p> <p>○ 中小河川を含めた市内河川において、河道掘削や築堤、既存ダムを活用による機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める必要がある。【建設課、農地整備課、淡路広域水道企業団】</p> <p>○ 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。【建設課、下水道課、農地整備課、教育総務課】</p> <p>○ 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂を撤去する必要がある。【建設課】</p> <p>○ 既存ダムの有効活用を図るため、ダムの嵩上げや放流施設の整備、利水ダムを含む全ての既存ダムにおける事前放流の導入等を進める必要がある。【淡路広域水道企業団】</p> <p>○ 低地盤地区など地形上の理由から浸水に対する安全性が低い地区の浸水被害を軽減するため、雨水幹線や雨水ポンプ場の整備を進める必要がある。【下水道課】</p> <p>（高潮・越波対策）</p> <p>○ 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する必要がある。【建設課、林務水産課】</p> <p>○ 越波による浸水被害や海岸浸食から背後地を守るため離岸堤等の整備を推進する必要がある。【建設課、林務水産課】</p> <p>（減災のためのソフト対策）</p> <p>○ 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップの周知、防災情報伝達手段の多重化及び地域の水防活動の強化等を一層推進する必要がある。【消防防災課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
施策分野	1 防災インフラの整備
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>（台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化）</p> <p>○ 土砂災害警戒区域等においては、特に土砂災害への注意が必要なことから、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となる防災情報を提供する必要がある。【消防防災課、建設課】</p>	

(山地防災・土砂災害対策)

- 砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【建設課、農地整備課、林務水産課】
- 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【都市計画課】

(ため池及び治山対策)

- 管理不全による森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。【農政課、農地整備課、林務水産課】

(野生鳥獣対策)

- 森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する必要がある。【農政課、林務水産課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態	2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
施策分野	3 ライフライン・廃棄物、7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(食料、飲料水の供給体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。【消防防災課】 ○ 大規模災害時の飲料水の確保として「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、相互応援による応急給水活動を円滑に進める必要がある。【消防防災課、淡路広域水道企業団】 <p>(電力施設、水道施設、ガス管(学校施設含む)等の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の耐震化について老朽化対策と合わせて推進する必要がある。【淡路広域水道企業団】 ○ 学校施設の埋設ガス管耐震化について、老朽化対策と合わせて推進する必要がある。【教育総務課】 <p>(道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】 ○ 発災後、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関と連携し、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 <p>(各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や蓄電池等の整備を進める必要がある。【消防防災課】 ○ 避難所における飲料水を確保するため、民間事業者との協定に基づく備蓄や、市町間の相互応援協定等による応急給水体制を整備する必要がある。【消防防災課】 	
起きてはならない最悪の事態	2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
施策分野	7 交通・物流、9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(孤立集落の発生を防ぐ設備整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保することが必要である。【消防防災課】 <p>(小規模集落における避難所機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるようにする必要がある。【消防防災課】 <p>(港湾・漁港機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 代替輸送ルートの確保等のため、海上輸送の拠点となる港湾・漁港について津波対策及び機能強化を進める必要がある。【建設課、林務水産課】 	

起きてはならない最悪の事態	2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
施策分野	8 行政機能、10 地域の防災力強化
<p>〈脆弱性評価〉 (地域の防災組織の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【消防防災課】 ○ 大災害発生時に、警察、消防等がすぐに十分な救出・救助活動ができない場合、最初に災害に対応するのは地域のコミュニティであることから、市民一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、災害に対する正しい知識を身に付け、災害に備える必要がある。【消防防災課】 <p>(防災関係機関との連携強化・訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実践的な訓練を実施する必要がある。【消防防災課】 	
起きてはならない最悪の事態	2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱（含む観光客の帰宅困難者）
施策分野	9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉 (帰宅困難者等対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制や人々の誘導、帰宅支援など様々な対策が必要であり、帰宅支援については、市の区域を越えて移動する通勤通学、観光（外国人を含む）等広域的に調整する必要がある。【消防防災課、商工観光課】 ○ 交通機能停止により発生した帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在場所・施設の確保に取り組む必要がある。【消防防災課、農政課、商工観光課】 	
起きてはならない最悪の事態	2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
施策分野	4 保健・医療、7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (医療施設の耐震化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化が十分でない医療施設においては、大規模地震等の災害時に医療サービスの提供ができない恐れがあることから、耐震化を着実に推進する必要がある。【都市計画課、サービス事業所】 <p>(救急・医療体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。【消防防災課、健康増進課】 <p>(道路交通機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】 	
起きてはならない最悪の事態	2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
施策分野	3 ライフライン・廃棄物、4 保健・医療
<p>〈脆弱性評価〉 (被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から集団免疫の獲得を目的とした小児定期予防接種と個人予防 	

<p>のための高齢者定期予防接種の接種率を高めることが重要である。併せて、基本的な感染症予防策である手洗い（手指消毒）・うがい・咳エチケット等を周知し、新しい生活様式としていけるように促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく必要がある。【健康増進課、生活環境課】</p> <p>（下水道施設の耐震化）</p> <p>○ 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化、老朽化対策及び非常用電源設備の確保を推進する必要がある。【下水道課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
施策分野	9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>（避難所の生活の質の確保）</p> <p>○ 段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保等により、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。【消防防災課】</p> <p>○ 学校トイレを洋式化改修することにより、避難生活環境下での被災者の負担を軽減させる必要がある。【教育総務課】</p> <p>（大規模避難施設の耐震化）</p> <p>○ 地域の避難拠点となる小・中学校について耐震化を推進する必要がある。【教育総務課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	2-8) 明石海峡大橋及び大鳴門橋の途絶により島全体が孤立し、救援救助、支援が受けられない状態
施策分野	7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>（港湾・漁港機能の強化）</p> <p>○ 代替輸送ルートの確保等のため、海上輸送の拠点となる港湾・漁港について津波対策及び機能強化を着実に進める必要がある。【建設課、林務水産課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	2-9) 支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所を開設できない事態
施策分野	3 ライフライン・廃棄物、4 保健・医療、9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>（建築物の耐震化）</p> <p>○ 福祉避難所として利用を想定している施設について耐震化を推進する必要がある。【都市計画課、福祉課、サービス事業所】</p> <p>（避難所等における食料等の確保）</p> <p>○ 避難所における飲料水・食料等を確保するため、他の自治体、関係機関及び民間事業者との協定締結を推進する必要がある。【消防防災課】</p>	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない 最悪の事態	3-1) 市庁舎機能の機能不全
施策分野	8 行政機能
<p>〈脆弱性評価〉 (市庁舎機能のバックアップ) ○ 南海トラフ地震等の発生が懸念される中、市庁舎の被災により行政機能が不全となる恐れがあることから市庁舎機能のバックアップに必要な取組を進める必要がある。【消防防災課】</p> <p>(防災関係機関との連携強化) ○ 災害の規模が大きく、被害が甚大で市だけでは対応できない場合に備え、応援・受援体制の整備や他自治体等との相互応援協定の締結等により、市域を越えた連携を強化する必要がある。【消防防災課】 ○ 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【消防防災課】</p>	
起きてはならない 最悪の事態	3-2) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
施策分野	8 行政機能
<p>〈脆弱性評価〉 (市庁舎等の耐震化) ○ 市庁舎等について、災害時の応急対策の活動拠点として重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。【総務課、消防防災課】</p> <p>(災害時即時対応体制の強化) ○ 災害時の緊急事態の発生に備え、職員の訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める必要がある。【消防防災課】 ○ 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、部課ごとの行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る必要がある。【消防防災課】 ○ 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。【消防防災課】 ○ 発災時には市だけで対応できることに限りがあるため、防災関連機関との連携強化を図る必要がある。【消防防災課】</p>	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態	4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
施策分野	5 情報・通信
<p>〈脆弱性評価〉 (情報通信手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システムの耐災害性の向上等を図る必要がある。【広報情報課、消防防災課】 ○ 長期電源途絶等に対する市の情報通信システムの機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。【広報情報課、消防防災課】 	
起きてはならない最悪の事態	4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
施策分野	5 情報・通信
<p>〈脆弱性評価〉 (情報提供手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、複数の情報伝達手段の整備を進める必要がある。【広報情報課、消防防災課】 	
起きてはならない最悪の事態	4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
施策分野	5 情報・通信、9 避難支援、11 人材育成
<p>〈脆弱性評価〉 (県、消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、消防本部、警察、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関と災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る必要がある。【広報情報課、消防防災課】 <p>(情報収集・提供に係る人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フェニックス防災システム等により得られた情報を効率的に活用するため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する必要がある。【消防防災課】 <p>(災害時要援護者の避難支援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿の精査を行うとともに、掲載者それぞれについての個別の支援計画を地域において作成するなど避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。【福祉課、消防防災課】 ○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る必要がある。【福祉課、消防防災課】 ○ 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。【消防防災課】 ○ 平成 29 (2017) 年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洲本市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられることとなったため、当該施設管理者は、避難確保計画の作成等を進め、施設の避難体制の強化を図る必要がある。【消防防災課、介護福祉課、子ども子育て課、学校教育課】 	

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
施策分野	6 産業
<p>〈脆弱性評価〉 (市内事業所のBCP策定の推進) ○ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内企業のBCPの策定を促進する必要がある。【商工観光課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
施策分野	6 産業、7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】</p> <p>(工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保) ○ 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。【商工観光課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	5-3) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
施策分野	7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	5-4) 食料等の安定供給の停滞
施策分野	6 産業、7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (農林水産業に係る生産基盤等の強化) ○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。【農政課、農地整備課】 ○ 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。【農政課、農地整備課】 ○ 農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【農政課、農地整備課】</p> <p>(道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必</p>	

<p>要がある。【消防防災課、建設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】 	
起きてはならない最悪の事態	5-5) 大規模地震、津波により、漁業、農業施設に甚大な被害が発生し、長期間にわたり漁業、農業が停滞する事態
施策分野	6 産業
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(農林水産業に係る生産基盤等の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。【農政課、農地整備課】 ○ 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。【農政課、農地整備課】 ○ 農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。【農政課、農地整備課】 <p>(農地・農業水利施設等の保全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。【農政課、農地整備課】 	

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	6-1) 電力・都市ガスの供給ネットワーク、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
施策分野	3 ライフライン・廃棄物
<p>〈脆弱性評価〉 (ライフライン関係事業者との連携) ○ ライフライン関係事業者との災害時の情報共有及び平時からの連携強化に努める必要がある。【消防防災課】 (ライフライン関係事業者との訓練の実施) ○ ライフラインの早期復旧を図るため、ライフライン関係事業者との実践的な訓練を実施する必要がある。【消防防災課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
施策分野	3 ライフライン・廃棄物
<p>〈脆弱性評価〉 (水道用水供給施設、工業用水道施設の耐震化等) ○ 水道施設の耐震化について老朽化対策に合わせて推進する必要がある。【淡路広域水道企業団】</p>	
起きてはならない最悪の事態	6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
施策分野	3 ライフライン・廃棄物
<p>〈脆弱性評価〉 (下水道施設の耐震化) ○ 下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化、耐水化及び老朽化対策を推進する必要がある。【下水道課】 (し尿処理場の耐震化) ○ し尿処理施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を推進する必要がある。【生活環境課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	6-4) 地域交通網など交通インフラの長期間にわたる機能停止
施策分野	7 交通・物流
<p>〈脆弱性評価〉 (道路交通機能の強化) ○ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。【建設課】 ○ 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。【建設課】 ○ 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。【建設課】 ○ 発災後、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関と連携し、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋について、耐震化を図る必要がある。【農地整備課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全
施策分野	8 行政機能、10 地域の防災力強化、11 人材育成
<p>〈脆弱性評価〉 (老朽化対策の着実な推進)</p>	

- 市管理の社会基盤施設について、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、維持管理・更新を実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。【建設課、農地整備課、林務水産課】

(人材・資機材の確保)

- 防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE 等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材を確保する体制の整備が必要である。【消防防災課、建設課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
施策分野	2 住宅・都市、7 交通・物流、8 行政機能
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(消防団の災害対応力強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保対策を推進する必要がある。【消防防災課】 ○ 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消防団員確保対策を支援する必要がある。【消防防災課】 ○ 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要がある。【消防防災課】 <p>(市街地の防火対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模火災のリスクの高い市街地において、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して推進する必要がある。【都市計画課】 ○ 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する必要がある。【建設課】 	
起きてはならない最悪の事態	7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
施策分野	1 防災インフラの整備、9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(ため池等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。【農地整備課】 <p>(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップの周知、防災情報伝達手段の多重化、及び地域の水防活動の強化等を一層推進する必要がある。【消防防災課】 ○ 土砂災害警戒区域等においては、特に土砂災害への注意が必要なことから、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となる防災情報を提供する必要がある。【消防防災課、建設課】 ○ 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する必要がある。【農地整備課】 <p>(山地防災・土砂災害対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要がある。【建設課、農地整備課、林務水産課】 ○ 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。【都市計画課】 	
起きてはならない最悪の事態	7-3) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
施策分野	6 産業
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(マニュアルの整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を推進する必要がある。【消防防災課、生活環境課】 	
起きてはならない最悪の事態	7-4) 農地・森林等の被害による地域の荒廃
施策分野	1 防災インフラの整備、6 産業
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(農地・農業水利施設等の保全管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難にな 	

ってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。【農政課、農地整備課】

(災害に強い森づくりの推進)

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備に取り組む必要がある。【林務水産課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
施策分野	2 住宅・都市、3 ライフライン・廃棄物
<p>〈脆弱性評価〉 (災害廃棄物処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、それらを仮置きするストックヤードの確保を推進する必要がある。【生活環境課】 ○ 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。【生活環境課】 <p>(堆積土砂の撤去)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、土砂等の一括撤去を推進する必要がある。【都市計画課、生活環境課】 	
起きてはならない最悪の事態	8-2) より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態
施策分野	11 人材育成
<p>〈脆弱性評価〉 (家屋被害認定士の養成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生後は、被災した住家の被害認定調査を迅速かつ公平に実施する必要があることから、平時より当該業務を実施する家屋被害認定士の養成を推進するとともに、災害の規模に応じた実施体制を通常時から整備しておくことが必要である。【消防防災課、都市計画課、税務課】 	
起きてはならない最悪の事態	8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
施策分野	2 住宅・都市、10 地域の防災力強化
<p>〈脆弱性評価〉 (地域の防災人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が起きたときの地域における災害対応力を強化するために、自主防災組織の育成を推進する必要がある。【消防防災課】 <p>(災害ボランティア活動支援体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要がある。【福祉課】 <p>(文化財の耐災害性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。【生涯学習課】 ○ 洲本市立淡路文化史料館における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する必要がある。【生涯学習課】 	
起きてはならない最悪の事態	8-4) 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
施策分野	2 住宅・都市、9 避難支援
<p>〈脆弱性評価〉 (地籍調査の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は低いとため、調査等の更なる推進を図る必要がある。【農地整備課】 <p>(応急仮設住宅の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅を失った被災者へ早急に応急仮設住宅を供給するため、あらかじめ必要な戸数を想定し、住宅の建設予定地を確保しておく必要がある。併せて、宅建業者団体と連携し、賃貸型応急住宅として供与可能な既存住宅の戸数を把握しておく必要がある。【都市計画課、消防防災課】 	

起きてはならない最悪の事態	8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
施策分野	6 産業
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(市内の事業所BCP策定の推進)</p> <p>○ 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内企業のBCPの策定を促進する必要がある。【商工観光課】</p> <p>(工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保)</p> <p>○ 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する必要がある。【商工観光課】</p> <p>(災害発生時における情報発信)</p> <p>○ 災害発生時において、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。【消防防災課】</p> <p>(失業者に対する早期再就職支援)</p> <p>○ 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する必要がある。【商工観光課】</p>	
起きてはならない最悪の事態	8-6) ボランティアの人材、受入体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
施策分野	8 行政機能、10 地域の防災力強化
<p>〈脆弱性評価〉</p> <p>(防災関係機関との連携強化)</p> <p>○ 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。【消防防災課】</p> <p>○ 災害の規模が大きく、被害が甚大で市だけでは対応できない場合に備え、応援・受援体制の整備や他自治体等との相互応援協定の締結等により、市域を越えた連携を強化する必要がある。【消防防災課】</p> <p>(災害ボランティア活動支援体制の整備)</p> <p>○ 大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する必要がある。【福祉課】</p>	

第4章 強靱化に向けた推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、以下の方針により施策を推進する。施策は、市が主体となって実施する事業及び取組を中心にまとめた。

I 防災インフラの整備

(1) 津波対策

- レベル1津波に対して、防潮堤等の高さが不足し、浸水する箇所については、防潮堤、河川堤防、水門等の整備を推進する。【建設課、林務水産課】（1-3）
- 津波の到達時間が短い地域等において、津波発生時に陸閘等を迅速・確実に閉鎖するため、施設の自動化・遠隔操作化・電動化を推進する。【建設課、林務水産課】（1-3）
- レベル2津波が越流する区間の防潮堤等について、水たたき補強、基礎部補強など、できるだけ壊れにくい構造へ強化を図る。また、地震動により防潮堤等が著しく沈下して機能が損なわれることのないよう、沈下対策を推進する。【建設課、林務水産課】（1-3）

表 4-1 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
防潮堤整備事業	防潮堤等未整備箇所の整備	1-3
海岸津波対策事業	防潮堤の整備（越流対策、沈下対策）を行う。	1-3

(2) 治水対策

①総合的な治水対策

- 中小河川を含めた市内河川において、河道掘削や築堤、既存ダムの活用による機能強化、排水機場の整備等、抜本的な河川対策を進める。【建設課、農地整備課】（1-4）
- 河川の流下能力を最大限確保するため、計画的な堆積土砂の撤去に取り組む。【建設課】（1-4）
- 低地盤地区など地形上の理由から浸水に対する安全性が低い地区の浸水被害を軽減するため、雨水幹線や雨水ポンプ場の整備を進める。【下水道課】（1-4）

②高潮・越波対策

- 沿岸部を高潮被害から守るために、排水機場、防潮水門、防潮堤等の整備を推進する。【建設課、林務水産課】（1-4）
- 越波による浸水被害や海岸浸食から背後地を守るため離岸堤等の整備を推進する。【建設課、林務水産課】（1-4）

③ため池の減災対策・整備推進

- 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた事前放流施設等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への流出を抑制する流域対策を推進する。【建設課、下水道課、農地整備課、教育総務課】（1-4）
- 管理不全による森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める。【農政課、農地整備課、林務水産課】（1-5）
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める。【農地整備課】（7-2）

表 4-2 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
防潮堤整備事業	防潮堤等未整備箇所の整備	1-4
越波・海岸浸食対策事業	人口リーフ、養浜	1-4
浸水対策事業	下水道による都市浸水対策(ポンプ場・管路整備)	1-4
学校敷地における調整池機能の付加	学校運動場の拡張造成工事に合わせて調整池機能を付加することにより、周辺地域の浸水被害を軽減させる。	1-4
山地危険地区対策事業	山地危険地区における土砂流出等の防止のため、採択基準に応じたメニュー(治山事業、保安林事業等)によって対策事業を実施する。	1-5
森林保全機能強化	山間部における森林等の荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により下流に被害を与えないよう、流域への保全機能の強化を図る。	1-5

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
ため池整備事業	決壊時、下流に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の調査を実施し、計画的な改修を図る。	7-2

(3) 山地防災・土砂災害対策

①土砂災害対策

- 土砂災害警戒区域等においては、特に土砂災害への注意が必要なことから、市民への危険箇所周知や自主避難等の判断材料となる防災情報の提供に努める。【消防防災課、建設課】（1-5、7-2）
- 砂防堰堤や治山ダム等の施設整備を着実に推進する必要があるため、県と連携し整備を進める。【建設課、農地整備課、林務水産課】（1-5、7-2）
- 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する。【都市計画課】（1-5、7-2）

②災害に強い森づくり等の推進

- 「災害に強い森づくり」では、林業の採算性悪化による人工林の手入れ不足や、生活様式の変化等に伴う里山林の放置などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策など新たな課題にも対応するため、災害緩衝林の整備に取り組む。【林務水産課】（7-4）

③野生鳥獣対策の推進

- 森林の下層植生の消失、土壌流出を防止するため、野生動物の「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する。【農政課、林務水産課】（1-5）

表 4-3 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
ハザードマップの作成・周知	住民が自らの命を守るため、自分が住んでいる地域にはどのような危険性があるのか事前に確認できるよう、津波、洪水等の被災想定区域や避難場所・避難所などを記した独自のハザードマップを作成し、市民への周知を図る。	1-5、7-2
要配慮者利用施設の避難確保計画策定等の推進	洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施するよう指導等を行う。	1-5
土砂災害対策事業	砂防堰堤工	1-5、7-2
土砂災害対策事業	待受擁壁工	1-5、7-2

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応する リスク
災害に強い森づくりの推進	生活様式の変化等に伴う里山林の放置や人工林の手入れ不足などにより、森林の防災機能等が低下する中、多発する局地的豪雨による斜面崩壊・流木発生対策などに対応するため、里山林、災害緩衝林の整備に取り組む。	7-4

II 住宅・都市

(1) 建築物の耐震化・耐災害性向上

①建築物の耐震化

- 住宅又は多数の者が利用する施設の耐震化については、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策や老朽化対策を推進する。【都市計画課】 (1-1)
- 市営住宅、市立学校及び保育所等については、建物の耐震化に加え、老朽化対策を継続的に進める。【都市計画課、教育総務課、子ども子育て課】 (1-1)
- 学校、市営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【都市計画課、教育総務課】 (1-1)

②文化財等の耐災害性の向上

- 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する。【生涯学習課】 (8-3)
- 洲本市立淡路文化史料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。【生涯学習課】 (8-3)

表 4-4 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
住宅又は多数の者が利用する施設の耐震化支援	昭和 56 (1981) 年 5 月以前に着工した住宅の簡易耐震診断や、診断により耐力が不足する場合は、計画策定、改修等に補助金を交付する。同様に多数の者が利用する大規模な施設の耐震化を支援する。	1-1
学校建物の耐震化	校舎・体育館の耐震化に加え、老朽化対策を継続的に実施する。	1-1
市営住宅の耐震化率の向上	市営住宅の耐震化率の向上を図る。	1-1
感震ブレイカーの普及促進	大規模地震が発生した際の電気火災発生防止のために、住宅への機器設置に対して補助金を交付する。	1-1
学校敷地内構造物の安全点検及び安全対策	ブロック塀等の安全点検に加え、危険と判断されたものについては安全対策を実施する。	1-1
文化財防火デーに係る点検及び訓練	指定文化財の防火防犯設備点検及び防火訓練	8-3

(2) 都市防災対策

①市街地の防火対策

- 市街地における建物の不燃化、公共空地の設置等を推進する。【都市計画課】 (1-2)
- 大規模火災のリスクの高い市街地において、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等の取組を官民連携して推進する。【都市計画課】 (7-1)

②地籍調査の実施

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は低いため、調査等の更なる推進を図る。【農地整備課】 (8-4)

表 4-5 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
地籍調査事業	県道道路改良事業の推進のため、事前に境界調査を行う。 また、災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、土地境界を明確にする。	8-4

(3) 宅地防災対策

- 宅地の耐震化については、大規模地震時に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の防災対策に取り組む。【都市計画課】 (1-1)
- 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法の適切な規制により災害防止に努める。【都市計画課】 (1-1)
- 放置された老朽危険空家の倒壊、部材の飛散等により周辺地域に被害が生じたり、避難の妨げになったりする可能性があるため、実態を把握し、所有者へ改善を促す。【都市計画課】 (1-2)
- 災害等により宅地などの私有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業を活用し、土砂等の一括撤去を推進する。【都市計画課、生活環境課】 (8-1)

表 4-6 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
危険空き家除却支援事業	管理不全空家等の解消。	1-1
洲本市災害廃棄物処理計画策定	災害廃棄物処理計画を策定し、市民の環境・衛生面での安全・安心の確保及び迅速な復旧・復興を図る。	8-1

Ⅲ ライフライン・廃棄物

(1) ライフラインの機能強化

①下水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化等

- 下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化、耐水化及び老朽化対策を推進する。【下水道課】（2-6、6-3）
- 学校施設の埋設ガス管耐震化について、老朽化対策と合わせて推進する。【教育総務課】（2-1）
- し尿処理施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、耐震化を推進する。【生活環境課】（6-3）

②食料、飲料水の供給体制の確保

- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。【消防防災課】（2-1）
- 大規模災害時の応急給水活動を円滑に進めるため、淡路広域水道企業団と連携し、実務訓練や情報伝達訓練等を実施する。【消防防災課】（2-1）

③各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保

- ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう、避難所における自家用発電機や蓄電池等の整備を進める。【消防防災課】（2-1）
- 避難所における飲料水・食料等を確保するため、他の自治体、関係機関及び民間事業者との協定締結を推進する。【消防防災課】（2-1、2-9）

④ライフライン関係事業者との連携

- ライフライン関係事業者との災害時の情報共有及び平時からの連携強化に努める。【消防防災課】（6-1）
- ライフラインの早期復旧を図るため、ライフライン関係事業者との実践的な訓練を実施する。【消防防災課】（6-1）

表 4-7 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
下水道施設の耐震化	下水道施設(処理場、ポンプ場、管路)の耐震化・耐水化	2-6、6-3
下水道施設の長寿命化	ストックマネジメント計画を踏まえた下水道施設(処理場、ポンプ場、管路)の機能維持、保全を図る。	2-6、6-3
し尿処理場耐震化	し尿処理場(せいすい苑)の耐震化により、災害に強いインフラ整備を行う。	6-3
非常用食料等の備蓄	大規模災害発生時には、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になるため、非常用食料等の備蓄を行う。	2-1

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
災害時各種協定の締結	災害時において関係機関等より人員・物資等の円滑な支援・供給が実施されるよう協定を締結する。	2-1、2-9

(2) 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、それらを仮置きするストックヤードの確保を推進する。【生活環境課】(8-1)
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る。【生活環境課】(8-1)

表 4-8 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
洲本市災害廃棄物処理計画策定	災害廃棄物処理計画を策定し、市民の環境・衛生面での安全・安心の確保及び迅速な復旧・復興を図る	8-1

IV 保健・医療

①医療施設の耐震化

- 耐震化が十分でない医療施設においては、大規模地震等の災害時に医療サービスの提供ができない恐れがあることから、耐震化を着実に推進する。【都市計画課、サービス事業所】(2-5)
- 福祉避難所として利用を想定している施設について耐震化を推進する。【都市計画課、福祉課、サービス事業所】(2-9)

②救急・医療体制の充実

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る。【消防防災課、健康増進課】(2-5)

③被災地における疫病対策に係る体制の構築

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から集団免疫の獲得を目的とした小児定期予防接種と個人予防のための高齢者定期予防接種の接種率を高めることが重要である。併せて、基本的な感染症予防策である手洗い(手指消毒)・うがい・咳エチケット等を周知し、新しい生活様式としていけるように促進する。また、消毒や害虫駆除等の実施体制を構築しておく。【健康増進課、生活環境課】(2-6)

表 4-9 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応する リスク
医療施設の耐震化	所管する4施設は全て新耐震基準をクリアしており、現状を維持していく。	2-5
福祉避難所の耐震化	福祉避難所として利用を想定している施設の機能点検・長寿命化改修を実行する	2-9
福祉避難所の耐震化(サービス事業所所管分)	所管する3施設は全て新耐震基準をクリアしており、現状を維持していく。	2-9
災害時各種協定の締結	災害時において関係機関等より人員・物資等の円滑な支援・供給が実施されるよう協定を締結する。	2-5

V 情報・通信

①情報発信の耐災害性向上

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう、衛星通信システムの耐災害性の向上等を図る。【広報情報課、消防防災課】（4-1）
- 長期電源途絶等に対する市の情報通信システムの機能確保に向けて、必要に応じた対策を講じる。【広報情報課、消防防災課】（4-1）

②情報提供手段の多様化

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、複数の情報伝達手段の整備を進める。【広報情報課、消防防災課】（4-2）

表 4-10 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
Jアラート自動起動装置整備	国より発信される武力攻撃等の緊急情報を自動で屋外スピーカー等により住民に知らせる仕組みを構築する。	4-1
防災情報伝達手段の多重化	災害時における避難情報等を確実に伝達するため、防災情報伝達手段の多重化を推進する。	4-1、4-2
サイレンシステムの整備	火災及び J アラートによる緊急情報等について、自動でサイレンにより住民に知らせる仕組みを構築する。	4-1
FM 告知端末整備	大規模災害時、情報伝達手段の不足を補うため、一斉放送が可能となる FM 告知端末機(防災・災害情報以外放送できない防災行政無線とは違い、自治体情報、福祉、教育、地域振興など様々なコミュニケーション運用が可能となるツール)を洲本市 CATV 加入世帯全てに設置する。	4-1、4-2

VI 産業

①市内事業所 BCP 策定の推進

- 大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、市内企業のBCPの策定を促進する。【商工観光課】（5-1、8-5）

②工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保

- 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄を促進する。【商工観光課】（5-2、8-5）

③ガス、石油、有害物質取扱事業者の災害対応力強化

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備を推進する。【消防防災課、生活環境課】（7-3）

④農地・農業水利施設等の保全管理

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る。【農政課、農地整備課】（5-4、5-5）
- 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設、農道橋の耐震化や保全対策、水産物の流通拠点、生産基盤施設の耐震化など、総合的な防災・減災対策を推進する。【農政課、林務水産課、農地整備課】（5-4、5-5）

⑤失業者に対する早期再就職支援

- 失業者に対する早期再就職支援のための適切な対応を検討する。【商工観光課】（8-5）

表 4-11 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
市内事業所 BCP 策定の推進	洲本商工会議所・五色町商工会を通じて、各事業所等に対し、BCP 策定を推進する。	5-1、8-5
漁業経営構造改善事業	漁業活動施設の老朽化による突発的な事故や施設機能の低下を防ぐため、効率的な補修・更新を行う	5-5

VII 交通・物流

①道路交通機能の強化

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る。【消防防災課、建設課】（2-1、2-5、5-2、5-3、5-4、6-4）
- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を推進する。【都市計画課】（1-1）
- 緊急輸送道路の橋梁や被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊の恐れがある橋梁について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する。【建設課】（2-1、2-5、5-2、5-3、5-4、6-4）
- 地震対策のため、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する。【建設課】（2-1、2-5、5-2、5-3、5-4、6-4）
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める。【建設課】（2-1、2-5、5-2、5-3、5-4、6-4）
- 発災後、迅速な輸送路啓開に向けて、関係機関等と連携し、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。【消防防災課、建設課】（2-1、6-4）
- 中山間地域、沿岸地域などの集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある集落については、災害時に被害状況を確認する連絡手段を確保する。【消防防災課】（2-2）
- 緊急時の輸送道路や迂回路としての機能も併せ持つ重要な農道橋について、今後発生が懸念される南海トラフ地震等に備えて耐震化を図る。【農地整備課】（6-4）
- 都市の防災機能の強化等を目的に、県と連携し、市街地の幹線道路等の無電柱化を推進する。【建設課】（7-1）

②港湾機能の強化

- 代替輸送ルート確保等のため、海上輸送の拠点となる港湾・漁港について津波対策及び機能強化を進める。【建設課、林務水産課】（2-2、2-8）

表 4-12 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
災害時各種協定の締結	災害時において関係機関等より人員・物資等の円滑な支援・供給が実施されるよう協定を締結する。	2-1、2-5、2-8
緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援	昭和56(1981)年5月以前に着工した緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震診断等に補助金を交付する。	1-1
県道の整備・強化	現道拡幅L=2,290m(2車線)、バイパスL=200m(2車線)	2-1、2-5、5-2、5-3、5-4、6-4

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応する リスク
市道の整備・強化	現道拡幅L=2,780m(2車線)、バイパスL=2,540m(2車線)	2-1、2-5、 5-2、5-3、 5-4、6-4
橋梁の整備・強化	橋梁の耐震化	2-1、2-5、 5-2、5-3、 5-4、6-4
道路交通機能の確保	無電柱化	2-1、2-5、 5-2、5-3、 5-4、6-4
本四跨道橋耐震化事業	緊急輸送路(本四高速道路)の跨道橋の耐震設計・耐震補強工事を実施し、耐震化を図る。	6-4
漁港基盤整備事業の実施	漁港施設の整備を行い漁港内の係留機能の強化を図る。	2-2、2-8

Ⅷ 行政機能

(1) 市行政の災害対応力強化

①市庁舎等の耐震化

- 南海トラフ地震等の発生が懸念される中、市庁舎の被災により行政機能が不全となる恐れがあることから市庁舎機能のバックアップに必要な取組を進める。【消防防災課】 (3-1)
- 市庁舎等について、災害時の応急対策の活動拠点として重要な機能を担うことから、耐震化を推進する。【総務課、消防防災課】 (3-2)

②社会基盤施設の老朽化対策

- 市管理の社会基盤施設について、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、管理・更新を実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する。【建設課、農地整備課、林務水産課】 (6-5)

③災害時即時対応体制の強化

- 災害時の緊急事態の発生に備え、職員の訓練・研修を行い、対応の強化、充実に努める。【消防防災課】 (3-2)
- 職員が発災時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、部課ごとの行動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図る。【消防防災課】 (3-2)
- 防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。【消防防災課】 (3-2)
- 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備に取り組む。【消防防災課】 (3-1、8-6)

④防災関係機関との連携強化・訓練

- 災害の規模が大きく、被害が甚大で市だけでは対応できない場合に備え、応援・受援体制の整備や他自治体等との相互応援協定の締結等により、市域を越えた連携の強化を図る。【消防防災課】 (3-1、8-6)
- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を推進するため、被害想定に基づく実戦的な訓練の実施に努める。【消防防災課】 (2-3)

表 4-13 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
業務継続計画(BCP)の策定	大規模災害の発生時において実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定め、発災直後から適切な業務執行を行うため、業務継続計画(BCP)を策定する。	3-1、3-2
災害時各種協定の締結	災害時において関係機関等より人員・物資等の円滑な支援供給が実施されるよう協定を締結する。	6-5
市管理漁港海岸長寿命化事業	老朽化した漁港海岸保全施設の長寿命化工事を行う	6-5

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
市管理漁港機能保全事業	老朽化した漁港施設の長寿命化工事を行う	6-5
治山施設機能強化・老朽化事業	施設の老朽化対策のため、過去の点検評価をもとに再点検を行い、計画的・効率的な老朽化対策を推進する。	6-5
社会基盤施設の老朽化対策	橋梁、港湾施設、海岸保全施設、舗装の長寿命化修繕	6-5
洲本市地域防災訓練	県や島内3市、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の防災力の向上と、住民への防災の啓発を図るため、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。	2-3、6-5
受援計画の策定	被災した際、外部からの応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制を整備するため、受援計画を策定する。	3-1、3-2、8-6

(2) 消防団の災害対応力強化

- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保対策を推進する。【消防防災課】 (7-1)
- 企業の自衛消防組織や従業員、消防職・団員OBや大学生等の活用による機能別消防団員確保対策の支援に取り組む。【消防防災課】 (7-1)
- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修の支援に取り組む。【消防防災課】 (7-1)

表 4-14 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
消防団員募集啓発事業	地域防災力の中核を担う消防団の充実強化のため、消防団員募集のチラシ等による啓発事業を行う。	7-1
機能別消防団員の創設	地域防災力の中核を担う消防団の充実強化のため、消防職・消防団員OB等の活用を図る。	7-1

IX 避難支援

①避難体制の確保・訓練の実施

- 避難意識の向上等市民一人ひとりの自助・共助の意識を高めるため、住民に対し、「マイ避難カード」の作成や、防災訓練への積極的な参加を促進する。【消防防災課】（1-3）
- 小中学校においては、津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携したより実践的な防災訓練を実施する。【教育委員会】（1-3）
- 児童生徒の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する。【教育委員会】（1-3）
- 津波、風水害などからの避難を確実にを行うため、適時適切に避難勧告等の避難情報について、対象区域を明確化して発令する。【消防防災課】（1-3）
- 地域特性に応じた避難が円滑に行われるよう、津波の被害想定に基づいた住民避難訓練を実施する。【消防防災課】（1-3）
- 津波浸水想定区域においてハザードマップ等を活用して地域住民への周知に努める。【消防防災課】（1-3）
- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水・高潮ハザードマップの周知、防災情報伝達手段の多重化及び地域の水防活動の強化等を一層推進する。【消防防災課】（1-4、7-2）
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難が出来るよう市民に広く情報提供する。【農地整備課】（7-2）

②帰宅困難者対策等（通勤・通学者・観光客等）の推進

- 交通機能停止により発生した帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在場所・施設の確保や情報伝達体制の整備に努める。【消防防災課、農政課、商工観光課】（2-4）

③避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 避難行動要支援者名簿の精査を行うとともに、掲載者それぞれについての個別の支援計画を地域において作成するなど避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。【福祉課、消防防災課】（4-3）
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、平時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充実を図る。【福祉課、消防防災課】（4-3）
- 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援に取り組む。【消防防災課】（4-3）
- 要配慮者利用施設において、水防法及び土砂災害防止法により義務付けられた避難確保計画の作成等の取組を促進するため、施設に対して必要な支援に取り組む。【消防防災課、介護福祉課、子ども子育て課、学校教育課】（4-3）

④避難所対策

- 多自然地域の小規模集落では、電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において必要最低限の電力を確保できるように努める。【消防防災課】（2-2）

- 段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティションによるプライバシーの確保等により、避難所における生活の質の確保を図る。【消防防災課】（2-7）
- 学校トイレを洋式化改修することにより、避難生活環境下での被災者の負担を軽減させる。【教育総務課】（2-7）

⑤ 応急仮設住宅の確保

- 住宅を失った被災者へ早急に応急仮設住宅を供給するため、あらかじめ必要な戸数を想定し、住宅建設予定地の確保を進める。併せて、宅建業者団体と連携し、賃貸型応急住宅として供与可能な既存住宅の戸数を把握する。【都市計画課、消防防災課】（8-4）

表 4-15 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
防災出前講座	市民の防災意識向上のため、市担当職員が地域の集会所等に出向き、防災に関する講座を行う。	1-3
児童の引き渡し訓練	児童の引き渡しに関するルールに基づき、実際の引き渡しについて訓練を実施する。	1-3
洲本市地域防災訓練	県や島内3市、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の防災力の向上と、住民への防災の啓発を図るため、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。	1-3
地域や関係機関と連携した防災訓練	津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する。	1-3
ハザードマップの作成・周知	住民が自らの命を守るため、自分が住んでいる地域にはどのような危険性があるのか事前に確認できるよう、津波、洪水等の被災想定区域や避難場所・避難所などを記した独自のハザードマップを作成し、市民への周知を図る。	1-3、1-4、7-2
ため池整備事業	決壊時、下流に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の調査を実施し、計画的な改修を図る。	7-2
道の駅の整備	道の駅登録に向けた整備工事にあわせて、津波等の大規模災害発生時の緊急的な一時滞在場所としての整備を進める。	2-4
災害時要援護者の個別支援計画の作成	避難行動要支援者名簿の精査を行うとともに、掲載者それぞれについての個別の支援計画を地域において作成する。	4-3
自主防災組織への災害時要援護者の名簿の提供	地域における支援体制づくりのため、自主防災組織に対し、災害時要援護者の名簿を提供する。	4-3
要配慮者利用施設の避難確保計画策定等の推進	洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練を実施するよう指導等を行う。	4-3
学校トイレの改修	学校トイレを洋式化改修することにより、避難生活環境下での被災者の心身の負担を少しでも軽減させる。	2-7

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応する リスク
防災情報伝達手段の多重化	災害時における避難情報等を確実に伝達するため、防災情報伝達手段の多重化を推進する。	7-2

X 地域の防災力強化

①地域の防災組織の災害対応力強化

- 大災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けるのは困難であるため、消防団や地域の防災組織の充実等を図る必要がある。【消防防災課】（2-3）
- 地域における災害対応力の強化を図るため、防災訓練や防災学習会の実施等により、自主防災組織の育成に努める。【消防防災課】（2-3、8-3）

②防災教育の実施

- 阪神・淡路大震災から四半世紀が経過する中で、震災の記憶が風化することを防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成する「兵庫の防災教育」を推進する。【教育委員会】（1-3）

③災害ボランティア活動支援体制の整備

- 大規模災害が発生した際の復旧・復興活動にはボランティアによる活動支援が不可欠であるため、災害時には、災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や、災害ボランティアを社会全体で支える仕組みづくりを推進する。【福祉課】（8-3、8-6）

表 4-16 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
洲本市自主防災組織活動補助金	地域において自主的な防災活動を行う町内会等の団体に対し、訓練等に係る経費について補助金を交付する。（上限 48 万円）	1-3、2-3、48-3
防災出前講座	市民の防災意識向上のため、市担当職員が地域の集会所等に出向き、防災に関する講座を行う。	1-3、8-3
防災教育副読本「明日に生きる」の活用	自分の命は自分で守る児童生徒を育むため、防災教育副読本「明日に生きる」を活用して防災教育に取り組む。	6-5
洲本市地域防災訓練	県や島内3市、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の防災力の向上と、住民への防災の啓発を図るため、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。	1-3、2-3、8-3
地域や関係機関と連携した防災訓練	津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域や関係機関と学校が連携した実践的な防災訓練を実施する。	1-3
災害ボランティア活動支援体制の整備	地域における災害ボランティアの人材の確保。	8-3、8-6
市の災害ボランティア活動支援マニュアル等の整備	災害ボランティアセンターの早期立ち上げと円滑な運営に向けて、市の災害ボランティア活動支援マニュアルを作成する	8-3、8-6

XI 人材育成

①人材の育成、確保

- フェニックス防災システム等により得られた情報を効率的に利活用するため、操作研修や訓練等を通じて、人材育成を推進する。【消防防災課】（4-3）
- 防災インフラの速やかな復旧のため、建設業団体、近畿地方整備局（リエゾン、TEC-FORCE等）などの関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を図る。【消防防災課、建設課】（6-5）

②家屋被害認定士の養成

- 大規模災害発生後は、被災した住家の被害認定調査を迅速かつ公平に実施する必要があることから、平時より当該業務を実施する家屋被害認定士の養成を推進するとともに、災害の規模に応じた実施体制を通常時から整備しておくことが必要である。【消防防災課、都市計画課】（8-2）

表 4-17 主要事業・施策

事業・取組名	具体的な取組の内容	対応するリスク
洲本市地域防災訓練	県や島内3市、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の防災力の向上と、住民への防災の啓発を図るため、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練を実施する。	6-5
家屋被害認定士の養成	県が実施する「家屋被害認定士養成講習会」に積極的に職員を参加させ、家屋被害認定士としての人材を確保する。	8-2

第5章 計画の推進

I 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、兵庫県強靱化計画や新洲本市総合計画等の関連計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

計画の推進にあたっては、本市各課の連携はもとより、国、兵庫県、関係機関、市民等の多様な主体と相互に連携を図ることで、効果的に計画を推進する。

II 計画の進捗管理

各事業の達成度や進捗の把握を目的として設定した重要業績指標について、その具体的な取組内容や目標値を記載した一覧表「個別事業・重要業績指標一覧表」を作成する。

毎年度、一覧表をもとに庁内調査を実施し、検証することにより、PDCAサイクルによる施策の進捗管理を行う。また、必要に応じて、新洲本市総合計画や地域防災計画などの各種計画で新たに見直された取組を順次追加し、漏れの無い強靱化の取組を推進していく。

なお、進捗管理にあたっては、次の実施方針に基づき実施する。

◎進捗管理の実施方針

◆毎年度の進捗確認

- ・毎年、第一四半期を目途に、重要業績指標（KPI）の進捗確認を行う。
- ・進捗確認にあたっては、「個別事業・重要業績指標一覧表」（表5-1）により、取組ごとの毎年度の進捗状況を確認する。その結果については、全庁で情報共有する。
- ・強靱化を図る上で必要な新たな取組について、上記一覧表により全庁に対し調査を実施する。その結果についても、全庁で情報共有する。

◆計画中間年（令和5（2023）年）での見直し

- ・中間年では、計画前期（令和2（2020）年～令和4（2022）年）の取組の振り返りを行う。
- ・毎年度の確認結果により重要業績指標（KPI）の進捗状況を確認し、計画後期（令和6（2024）年～令和8（2026）年）における取組や目標の見直しを行う。

◆計画最終年（令和9（2027）年）での見直し

- ・最終年には、計画前期、計画後期における取組成果、兵庫県国土強靱化地域計画等の関連計画等の見直し内容を踏まえた計画の改訂を行う。
- ・改訂にあたっては、重要業績指標の実績値と目標値を比較して達成状況の確認を行い、すでに完了した取組の削除、新たな計画期間で進めるべき取組の追加などを検討する。
- ・達成状況の確認結果及び、関連計画等の見直し内容をもとに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、「施策分野」、「脆弱性評価」、「強靱化に向けた推進方針」などについて、改訂を行う。

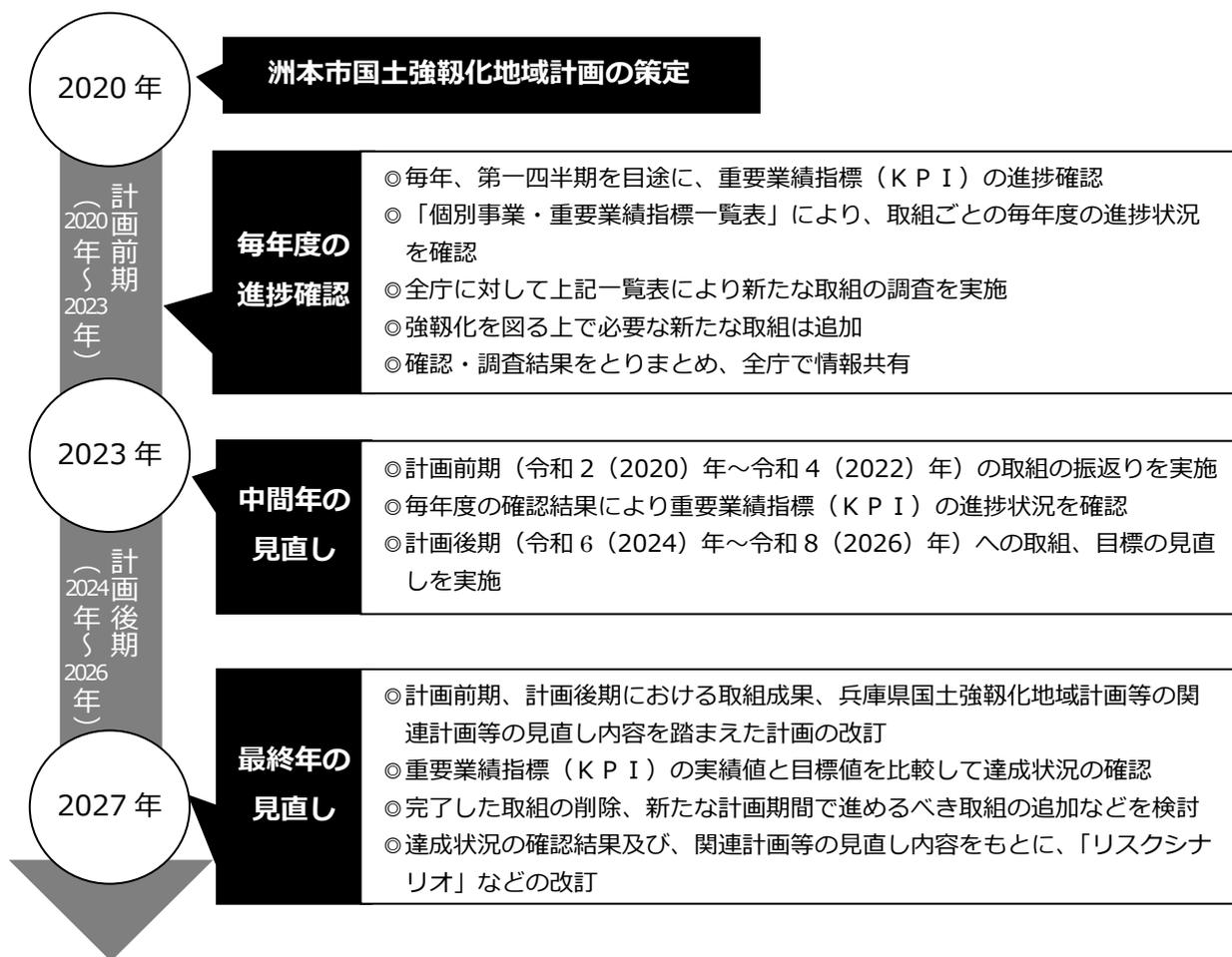


図 5-1 計画の進捗管理への取組

表 5-1 個別事業・重要業績指標一覧表

事業・取組名	事業箇所名	重要業績指標 (KPI)	RO 実績値	目標		事業 主体	担当課
				R5	R9		